相続届

オーケーコイン・ジャパン株式会社　殿

届出日　西暦　　年　　月　　日

1. 下記、被相続人が死亡したため、被相続人が有する貴社に対する権利義務一切を相続致します。

＜被相続人（お亡くなりになった方）の情報＞

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦　　年　　月　　日
お亡くなりになった日	西暦　　年　　月　　日
住所	

2. 相続に係る一切の処理（被相続人の貴社取引口座に残存する暗号資産及び日本円（相続開始後に生じたステーキング報酬等を含む。以下「預託資産」という。）の返還及び振替並びに口座の閉鎖等を含む）を、下記代表相続人に委託致します。代表相続人の指示により貴社が損害を受けたときは、代表相続人がその責に任じ、貴社に対してご迷惑をおかけ致しません。

＜代表相続人の情報＞

フリガナ	
氏名	
被相続人とのご関係	
住所	
職業	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

3. 貴社が電磁的に提供するプライバシーポリシーを熟読し、内容を理解したので、異議な

く同意致します。

4. 被相続人が貴社に有する取引口座に係る貴社との契約が、本届出の受理をもってすべて解除されること、及びこれに伴い、未約定の注文の取消し、ステーキングその他の付随サービスの停止・解除その他預託資産の返還に必要な処理が行われることを承諾致します。期間の定めのある契約は、貴社所定の方法による中途解約又は期間満了をもって終了するものとします。預託資産は当該処理の完了後に第 5 項の方法により返還され、返還の完了をもって当該取引口座が閉鎖されることを承諾致します。

5. 貴社が電磁的に提供する利用規約・取引説明書を熟読し、内容を理解したので、前項の処理の完了後に残存する預託資産について、下記いずれかの方法による返還を希望致します。（A・B いずれか一方の記号に○）

   A　日本円による返還：暗号資産をすべて貴社所定の方法により売却し、その売却代金を日本円残高と合わせて、代表相続人名義の国内金融機関口座で受領します。売却の時期及び価格並びに付随サービスの停止に要する期間中の価格変動により生じた損失について、貴社に異議を述べません。（→第 6 項へ）

   B　取引口座への振替による返還：暗号資産及び日本円をすべて、代表相続人名義で開設済みの貴社取引口座へ振り替える方法により受領します。（→第 7 項へ）

6. 第 5 項で A を選択した場合（第 7 項（3）②により日本円による返還に変更する場合を含みます。）、以下の代表相続人名義の国内金融機関口座にて受領致します。日本円の返還に当たっては、貴社が定める日本円出金手数料が差し引かれることを承諾致します。また、当該日本円が、日本円出金手数料を下回る場合、利用規約に基づき、貴社に帰属することを承諾致します。

国内金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
通貨	日本円のみ
口座名義	代表相続人と同一

7. 第 5 項で B を選択した場合、以下の代表相続人名義の貴社取引口座にて受領することとし、次の事項を承諾致します。

登録メールアドレス	
登録携帯電話番号	

口座名義	代表相続人と同一

（1） 振替は預託資産の全部について一括して行い、銘柄・数量の一部選択や、相続人間での分割の指定には応じないこと。

（2） 振替は書類確認の完了後、貴社所定の時期に実行すること。届出から振替実行までの価格変動（付随サービスの停止に要する期間を含む）について、貴社は責任を負わないこと。

（3） 次の各号に掲げる場合に、貴社が当該各号に定める取扱いを行うこと。

① 振替の対象に、取扱いを停止中若しくは廃止予定の暗号資産、又は貴社所定の最小数量に満たない暗号資産が含まれる場合：当該暗号資産に限り、貴社所定の方法により売却し、その売却代金を代表相続人の貴社取引口座へ振り替えること。

② 代表相続人の貴社取引口座が取引制限若しくは凍結の対象であるか若しくは解約手続中である場合、又は法令、利用規約その他の事由により貴社が振替を相当でないと判断した場合：預託資産の全部について、第 5 項 A の方法（日本円による返還）に変更すること。この場合、代表相続人は貴社の求めに応じて第 6 項の受取口座を届け出るものとする。

③ 代表相続人の貴社への登録情報（氏名・住所等）が、本届出又は印鑑証明書の記載と一致しない場合：登録情報の変更手続が完了するまで振替を保留すること。貴社所定の期間内に変更手続が完了しないときは、前号の取扱いとすること。

8. 代表相続人及び相続人、並びに代理人のいずれも、「制裁対象国」又は貴社の指定取引禁止国・地域に住所または居所がないこと、また、「資産凍結等経済制裁対象者」ではないことを表明致します。

9. 本届出の後、本件に関し他者からの異議の申立てその他の問題が生じた場合、代表相続人がその責に任じ、貴社に対してご迷惑をおかけ致しません。

10. 本届出の記入内容に、相違又は虚偽が無いことの証として、相続人全員が署名（直筆）・捺印（実印）致します。

【代表相続人】

住所：

氏名：

生年月日：

署名：

実印

【相続人（代表相続人を除く）】

住所：
氏名：
生年月日：
署名：　　実印

住所：
氏名：
生年月日：
署名：　　実印

住所：
氏名：
生年月日：
署名：　　実印

住所：
氏名：
生年月日：
署名：　　実印

住所：
氏名：
生年月日：
署名：　　実印

住所：
氏名：
生年月日：
署名：　　実印

（　以上　・　次葉に続く　）